

令和 6 年 度

青梅市自治会連合会定期総会議案

- 日 時 令和 6 年 5 月 1 1 日 午前 1 0 時
- 場 所 青梅市役所 2 階会議室

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議 事
 - 議案 (1) 令和 5 年度事業報告
 - 議案 (2) 令和 5 年度収支決算報告および監査報告
 - 議案 (3) 令和 5 年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支決算報告および監査報告
 - 議案 (4) 令和 6 年度事業計画 (案)
 - 議案 (5) 令和 6 年度収支予算 (案)
 - 議案 (6) 令和 6 年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支予算 (案)
 - 議案 (7) 令和 6 年度役員の承認について (案)
- 6 新役員代表あいさつ
- 7 退任役員に対する感謝状および記念品贈呈
- 8 退任自治会長に対する感謝状および記念品贈呈
- 9 退任者代表あいさつ
- 10 閉会のことば

青梅市自治会連合会

<https://www.ome-rengou.jp/>

青 梅 市 民 憲 章

小鳥が遊ぶ

緑深い野山

清流が岩をかみ

まちをつらぬく

澄みきった空

黒い豊かな大地

遠い祖先からうけついだ

歴史と文化がいきづくまち

それが

わたしたちの青梅

そこに住む 市民みんなのしあわせと 活気にみちた郷土をきずくために

- 1 木や花をたいせつにし 美しいまちをつくろう
- 2 とともに学びあい 心やからだをきたえよう
- 3 明るい家庭をつくり 若い力を育てよう
- 4 よく働き 豊かなくらしをともにしよう
- 5 協力し助けあい 住みよいまちにしよう

綴込資料

- 1 退任役員
- 2 退任自治会長
- 3 青梅市自治会連合会規約
- 4 青梅市自治会連合会規約施行規則
- 5 青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規
- 6 青梅市自治会連合会個人情報取扱方法
- 7 支会別・年度別自治会加入世帯数

本年度は、ロシアによるウクライナ侵攻が３年目を迎え、日本では円安と様々な物価の上昇が続きました。こうした中、５月に主要７カ国首脳会議（Ｇ７広島サミット）を開催し、エネルギーや気候変動といった課題を議論するとともに、各国の首脳が広島平和記念資料館を訪れ、平和への思いを共有しました。スポーツでは、米大リーグ・エンゼルスの大谷翔平選手が、４４本塁打で日本人初の本塁打王になり、プロ野球の阪神タイガースが３８年ぶりの日本一に輝きました。

自然災害は、６月以降、各地で梅雨前線による大雨が降り、特に７月１日から１２日にかけて、西日本で発生した線状降水帯の影響により、多くの土砂災害が発生しました。また令和６年１月１日に能登地方で最大震度７を観測する大地震が発生し、大津波警報が発令されました。珠洲市では建物が流され、朝市で知られる輪島市中心部では火災で約２００棟が全焼し、各地で道路の寸断や停電、断水、通信障害が発生しました。青梅市においては、幸いなことに大きな被害をもたらす自然災害はありませんでした。

自治会連合会においては、５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されたこともあり、コロナ禍以前のように自治会長研修、正副支会長研修視察、役員研修視察なども開催しました。１２月には「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、相互の連携強化および協働による取り組みを円滑に推進するため、市との情報交換会を実施しました。

自治会連合会では、防犯・防災面での地域市民の安全確保に関する取り組み、地域コミュニティの醸成、加入促進活動の推進、退会防止策の検討、会員の親睦と福祉の増進等多岐にわたる事業を進めています。

定期総会にあたり、会員皆様ならびに青梅市および関係各位から寄せられました深い御理解と絶大なる御支援に心からお礼申し上げますとともに、令和５年度の事業の概要を報告いたします。

１ 各種研修会

（１）自治会長研修

期 日 ７月２日（日）

演 題 自治会で実践できる「誰にでもわかる防災・防犯対策」

講 師 危機管理教育研究所 代表 国崎信江氏

参加者 ９５名

(2) 正副支会長研修〔1泊〕

期 日 6月3日（土）～4日（日）

行 先 愛知県、静岡県方面

内 容 専門委員会の開催、市の施策の説明、各支会の課題・情報共有等

参加者 23名

(3) 役員研修視察

期 日 11月17日（金）

行 先 第六消防方面本部消防救助機動部隊、陸上自衛隊広報センター
ーりっくんランド

参加者 29名

2 未加入世帯の加入促進

(1) 連合会の加入促進活動

9月17日のおーちゃんフェスタ2023において、加入チラシ等の配布を行った。また10月29日の産業観光まつりにおいて、加入チラシ等の配布と自治会活動紹介パネル展示等を実施した。さらに3月24日の青梅消防署主催の「おうめまちかどぼうさいフェスタ」において、加入チラシ等の配布と自治会での備蓄物品紹介展示を実施した。

(2) 支会単位の加入勧誘活動

各市民センターを会場とする文化祭等において支会、自治会の活動状況を紹介するなどの加入促進を図った。

(3) 市の施設における加入促進活動

市役所および市民センター窓口において、加入促進パンフレットの配布およびポスターの掲示を行った。また、小学校入学予定者の入学説明会（1～2月実施）において「加入促進パンフレット」および「すまいるカード周知チラシ」を配布した。

(4) 各支会・自治会の活動状況などを「広報おうめ」自治会活動紹介コーナーへ継続掲載をした。また、3月15日号に自治会活動特集ページを掲載し、広く市民への情報提供に努めた。

(5) 事業委員会において自治会会員勧誘ポスターを作成し、自治会掲示板や市民センター等へ掲示した。

3 青梅市自治会連合会ホームページ

自治会活動について理解を広め、加入促進に繋げるため、平成21年4月からホームページを開設、令和2年12月15日に画面デザインを一新した。

また、令和 5 年度は、各支会および各自治会の掲載情報の追加・統一化を行い、情報の充実を図った。

令和 5 年度は、バナー広告継続のため協力企業等を訪問し、14 社から協力を頂いた。

4 自治会連合会すまいるカード事業の促進

自治会加入世帯を対象として、目に見えるメリットとして開始した会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業は 9 年目を迎え、86 社の企業・商店等の協力により運営した。

5 青梅市議会の傍聴

自治会運営に資するため、9 月 7 日（木）、8 日（金）および 12 月 7 日（木）に自治会連合会三役および支会長が一般質問、大勢待市長所信表明を傍聴した。

6 事業計画の推進

令和元年度からの取り組みを継続し、「事業委員会」、「総務委員会」、「広報委員会」の 3 つの専門委員会により、各課題に対する取り組みの強化を図った。

7 青梅市との情報交換会の実施

12 月 1 日（金）に、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、連合会は各地域における要望等、市は包括的な福祉相談支援体制についての報告等を行い、情報共有および共通認識のもと、地域の課題解決に向けた情報共有を実施した。

8 コミュニティ事業の推進

各支会において次のような事業を進め、地域コミュニティの醸成に努めた。

(1) 自主防災組織等の充実

消防団および支会内諸団体と連携し、地域住民の防災訓練を実施し、自主的な防災思想の普及に努めるとともに防災組織の充実を図った。

6 月 25 日（日）に青梅市・第 9 消防方面本部合同の土砂災害水防訓練が明星大学青梅校において行われ、各支会から計 77 名が参加協力した。

また 8 月 27 日（日）には第三小学校、吹上小学校、第三中学校および大門市民センターにて、青梅市総合防災訓練が行われ第 3 支会が訓練に参加した。

青梅市自主防災組織連絡会では、7月4日（火）、11月28日（火）および3月5日（火）に自主防災組織の活動や防災リーダー（防災士）の育成事業等について防災課より説明を受けた。7月29日（土）の防災士情報連絡会には19名が、2月11日（日）の防災リーダー講習会に36名がそれぞれ参加した。

自治会、支会で行った防災訓練は13件、延べ2,527名の参加があった。

(2) 防災講演会の開催

防災に関する知識の向上のため、東京都の事業である「東京防災学習セミナー」を活用し、令和6年1月21日（日）に市と共催により講演会を開催した。

ア 演 題 「関東大震災100年出前講座」

イ 講 師 株式会社イオタ

野呂 順正氏（地域防災アドバイザー）

ウ 参加者 94名

(3) 地域の安全・安心の会等を通じ防犯パトロール等を実施した。

(4) 健康と体力の増進

地域住民の健康と体力の増進のために実施している地区市民運動会および各種スポーツ大会等、健康増進のための諸事業については、規模を縮小したり代替事業を検討するなど、地域住民の参加しやすさや役員の負担軽減を意識して開催する支会もあった。

12月3日（日）第85回奥多摩溪谷駅伝競走大会を後援し、支会・自治会の部に青梅市からは15チームが参加した。

(5) 青少年の育成等

地域の青少年対策地区委員会、PTA等の関係団体と連携し、青少年の健全育成のため、関係事業に協力した。

(6) 文化的事業活動

文化祭、お祭り等、地域住民のふれあいの場となる事業を実施し、コミュニティの基礎となる住民相互の理解と親睦を深めた。

9 青梅市に対する協力

(1) 各種審議会委員等の推薦

青梅市の施策等を検討する各種審議会等に委員として参加し、市政に住民の意見を反映した。

(2) 周知物の協力

自治会組織を通して市および官公署等からの周知物の配布・回覧・掲示を実施し、行政サービス等の周知に協力した。

(3) 美化活動と資源再利用活動

環境美化指導員、環境美化推進員および諸団体と協力し、各自治会内の道路・河川等の清掃美化に努めた。特に8月6日（日）多摩川1万人の清掃大会には、多くの自治会員が参加した。

各地区のごみの減量と資源のリサイクルのため、資源回収を実施し、循環型社会に貢献した。

なお、市が実施する「資源再利用実施団体奨励報償金制度」の利用状況は次のとおりである。

資源再利用実施団体奨励報償金制度の利用状況 (令和6年2月実施分までの概算値)		
実 施 団 体	延 べ 実 施 回 数	回 収 量
1 5 3 団 体	1 , 5 1 1 回	2 , 2 2 4 トン

(4) 各市民センターの運営協力

地域コミュニティの拠点である市民センターの運営に参画し、事業の実施に協力した。

(5) 転入者おもてなし事業への協力

市が転入者に対して特典を配布する「転入者おもてなし事業」について、連合会の「すまいるカード」のお試し版（有効期間3か月間）を提供し事業に協力した。

10 自治会施設の整備等

市の補助を受けて次の整備等を行った。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 集会施設整備 | 20 件 |
| (2) 掲示板修繕 | 27 枚 |
| (3) 省エネルギー機器更新 | 75 件 |

11 関係団体との情報交換会

2月27日（火）に青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会および高齢者クラブ連合会と情報交換会を実施し現状・課題等を共有した。

12 公益的団体に対する協力

(1) 青梅市社会福祉協議会事業等に対する協力

地域社会の福祉向上のため、青梅市社会福祉協議会が実施する福祉事業に協力した。

(2) 各種募金等に対する協力

次のとおり募金活動等に協力した。

ア 赤い羽根共同募金	募金額	1,224,846 円
イ 日本赤十字会員増強運動	実績	2,514,498 円
ウ 緑の募金	募金額	187,690 円
エ 歳末たすけあい運動	募金額	4,550,349 円

(3) 防犯協会等に対する協力

青梅防犯協会、青梅防火防災協会、青梅交通安全協会の事業等に協力し、地域社会の安全・安心に努めた。防犯協会では、各自治会が青色防犯パトロールカーを借用時に自治会仕様の内容の防犯啓発テープを流し、パトロール活動を実施した。

13 近隣市町村自治会連合会との連携

檜原村により令和5年度西多摩地区自治会・町内会連合会長会の定期総会が7月に書面開催された。

(1) 視察研修会

ア 期 日	12月14日（木）
イ 内 容	奥多摩町の施設見学

(2) 立川市自治会連合会との意見交換

ア 期 日	2月5日（月）
イ 内 容	青梅市と立川市の自治会現状について

(3) 定例研修会

ア 期 日	2月19日（月）
イ 内 容	講演「空き家問題の現状と課題～自治会・町内会の役割を考えてみよう！～」

14 東京都町会連合会との連携

東京都町会連合会に加入し、常任理事会等の会議に会長が出席して情報交換・意見交換をしている。

15 その他

- ・東京都「地域の底力発展事業助成」に、青梅市から13件の事業について助成決定を受けた。

令和6年5月11日

青梅市自治会連合会
会 長 宮 口 泉

議案（２）

令和５年度青梅市自治会連合会会計収支決算

収 入

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減 (B)-(A)	説 明
1 負 担 金	1,202,720	1,199,440	△ 3,280	
1 負 担 金	1,202,720	1,199,440	△ 3,280	均等割 3,000円×141自治会=423,000円 世帯割 40円×19,411世帯=776,440円
2 交 付 金	1,760,000	1,760,000	0	
1 自治会振興交付金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	1,866,752	1,866,752	0	
1 繰 越 金	1,866,752	1,866,752	0	前年度繰越金
4 諸 収 入	535,528	555,014	19,486	
1 預 金 利 子	10	14	4	普通預金利子
2 助 成 金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会からの助成金
3 雑 収 入	285,518	305,000	19,482	すまいるカードパンフレット広告代
合 計	5,365,000	5,381,206	16,206	

支 出

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 会 議 費	750,000	912,135	△ 162,135	
1 総 会 費	370,000	362,189	7,811	総会資料・感謝状印刷代、記念品代
2 会 議 費	380,000	549,946	△ 169,946	各種会議交通費、全国自治会連合会大会交通費
2 事 業 費	2,975,000	3,457,334	△ 482,334	
1 調 査 研 究 費	900,000	825,980	74,020	研修視察（一泊、日帰り）
2 研 修 費	140,000	179,750	△ 39,750	自治会長研修会講師報償金
3 自 治 会 振 興 費	565,000	568,817	△ 3,817	新旧役員懇親会、役員忘年会
4 加 入 特 典 事 業 費	720,000	624,630	95,370	すまいるカードのご案内冊子印刷費等
5 その他の事業費	650,000	1,258,157	△ 608,157	支会長防災服・防寒着、自治会長帽子、連合会だより印刷、自治会加入促進ポスター作成、奥多摩溪谷駅伝競走大会参加費助成
3 負 担 金	60,000	60,000	0	
1 負 担 金	60,000	60,000	0	西多摩地区自治会町内会連合会長会負担金、東京都町会連合会会費

科 目	予算額 (A)	支出済額 (B)	差引残額 (A)-(B)	説 明
4 事 務 費	241,000	150,490	90,510	
1 消 耗 品 費	80,000	47,313	32,687	事務用消耗品、参考図書
2 通 信 運 搬 費	105,000	96,247	8,753	事務局携帯電話代、郵便料
3 事務局調査研究費	50,000	0	50,000	
4 備 品 購 入 費	0	0	0	
5 雑 費	6,000	6,930	△ 930	振込手数料
5 慶 弔 費	60,000	40,000	20,000	
1 慶 弔 費	60,000	40,000	20,000	弔慰金 5 件、傷病見舞金 1 件
6 交 際 費	420,000	410,560	9,440	
1 交 際 費	260,000	250,560	9,440	他団体総会等会費・祝金
2 会 長 等 活 動 費	160,000	160,000	0	会長・副会長・会計活動費
7 予 備 費	859,000	0	859,000	
1 予 備 費	859,000	0	859,000	
合 計	5,365,000	5,030,519	334,481	

収入支出差引残額 350,687 円は翌年度へ繰越します。

令和 6 年 5 月 1 1 日

青梅市自治会連合会会長

宮 口 泉

同 会 計

高 橋 誠

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和 6 年 4 月 8 日

青梅市自治会連合会会計監事

荒 井 紀 善

同 会 計 監 事

仲 條 年 春

同 会 計 監 事

早 川 光 史

議案（３） 令和５年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支決算

収 入				(単位 円)
科 目	予算額(A)	収入済額(B)	増減(B)-(A)	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	540,000	504,000	△ 36,000	年額36,000円×14社
3 繰 越 金	599,378	599,378	0	
4 支 会 負 担 金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会=121,000円
5 預 金 利 子	10	10	0	
6 雑 収 入	612	0	△ 612	
合 計	1,411,000	1,374,388	△ 36,612	

支 出				(単位 円)
科 目	予算額(A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 事 業 費	608,000	607,200	800	ホームページ保守委託料
2 研 修 費	0	0	0	開催なし
3 支 払 手 数 料	1,000	770	230	振込手数料
4 予 備 費	432,000	0	432,000	
合 計	1,041,000	607,970	433,030	

収入支出差引残額 766,418 円は翌年度へ繰越します。

令和6年5月11日

青梅市自治会連合会会長 宮 口 泉

同 会 計 高 橋 誠

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和6年4月8日

青梅市自治会連合会会計監事 荒 井 紀 善

同 会 計 監 事 仲 條 年 春

同 会 計 監 事 早 川 光 史

１ 目標

自治会組織本来の目的である住民福祉の増進と自治会の健全な発展を図るため、次の事業を実施する。なお事業実施にあたっては、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、その協働に努めるものとする。

２ 事業計画

（１）各種研修会

- ア 正副支会長宿泊研修会
- イ 自治会長研修会
- ウ 役員研修
- エ 防災講演会

（２）自治会制度等の調査研究

- ア 自治会役員負担軽減の推進
- イ 自治会運営の人材確保と育成についての調査研究
- ウ 連合会事務局にかかる調査研究
- エ 自治会の体制・制度についての調査研究

（３）組織の強化

- ア 委員会活動の充実促進（総務委員会、事業委員会、広報委員会の３つの専門委員会）
- イ 地域防災、防犯の意識向上の推進
- ウ 自治会加入促進活動の実施、支会長会等における加入・退会防止対策に向けた事業や方策等の検討
- エ 自治会活動への女性・若者の参画、高齢者見守り活動の推進
- オ 小・中ＰＴＡ、学校との連携推進
- カ 青梅市自治会連合会に未加入の自治会に対する、自治会連合会への加入呼びかけ
- キ 会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業の充実
- ク 青梅市自治会連合会ホームページの充実
- ケ 多摩ケーブルネットワークの青梅市自治会連合会活動紹介番組「みんなの自治会」の充実
- コ 青梅市自治会連合会だより、広報おうめ自治会活動紹介コーナー、自治会・支会活動事例集の充実
- サ デジタル回覧板の推進

(4) コミュニティ事業の推進

- ア 市議会傍聴（年２回）
- イ 地域自主防災組織の充実、強化を図る事業
- ウ 地域の安全を守る活動の強化を図る事業
- エ 運動会、スポーツ大会等、健康と体力の増進を図る事業
- オ 美化運動、ごみ減量運動および資源再利用運動の推進
- カ 市民センター事業への協力
- キ 青少年健全育成事業の推進
- ク 地域の文化的事業の推進
- ケ 青梅大祭等への協賛
- コ その他コミュニティ形成に必要な事業の実施

(5) 行政への協力

- ア 各種審議会等への委員の推薦
- イ 市周知物の配布および回覧・掲示
- ウ デジタル回覧板の活用
- エ 資源再利用実施団体奨励報償金制度の奨励
- オ 避難行動要支援者支援制度への協力
- カ その他住民福祉に必要な行政への協力

(6) 公益団体への協力

- ア 社会福祉協議会の事業への協力
- イ 防犯および防火防災、交通安全等各種団体の事業への協力
- ウ 赤い羽根共同募金等各種募金活動への協力
- エ その他公益団体が実施する事業への協力

(7) 青梅市自治会連合会、市との連携基本協定を推進する

(8) 東京都町会連合会との連携

(9) 西多摩地区自治会・町内会連合会長会との連携

(10) 地域で活躍する各種団体との連携

令和 6 年 5 月 1 1 日

青梅市自治会連合会
会 長 宮 口 泉

議案（５）

令和６年度青梅市自治会連合会会計収支予算（案）

収 入

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 負 担 金	1,160,000	1,202,720	△ 42,720	
1 負 担 金	1,160,000	1,202,720	△ 42,720	均等割 3,000円×140自治会＝420,000円 世帯割 40円×18,500世帯＝740,000円
2 交 付 金	1,760,000	1,760,000	0	
1 自治会振興交付金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	350,687	1,866,752	△ 1,516,065	
1 繰 越 金	350,687	1,866,752	△ 1,516,065	前年度繰越金
4 諸 収 入	554,313	535,528	18,785	
1 預 金 利 子	10	10	0	普通預金利子
2 助 成 金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金
3 雑 収 入	304,303	285,518	18,785	パンフレット広告代
合 計	3,825,000	5,365,000	△ 1,540,000	

支 出

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 会 議 費	600,000	750,000	△ 150,000	
1 総 会 費	320,000	370,000	△ 50,000	記念品、資料・感謝状印刷代等
2 会 議 費	280,000	380,000	△ 100,000	各種会議資料印刷・交通費
2 事 業 費	2,473,000	2,975,000	△ 502,000	
1 調 査 研 究 費	600,000	900,000	△ 300,000	役員宿泊研修
2 研 修 費	60,000	140,000	△ 80,000	自治会長研修会
3 自 治 会 振 興 費	353,000	565,000	△ 212,000	懇親会、忘年会等
4 加 入 特 典 事 業 費	920,000	720,000	200,000	すまいるカードのご案内冊子印刷等
5 その他の事業費	540,000	650,000	△ 110,000	自治会長アポロキャップ、奥多摩溪谷駅伝参加費助成、連合会だより印刷
3 負 担 金	60,000	60,000	0	
1 負 担 金	60,000	60,000	0	西多摩地区自治会・町内会連合会長会負担金、東京都町会連合会負担金

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 事 務 費	171,000	241,000	△ 70,000	
1 消 耗 品 費	50,000	80,000	△ 30,000	事務用消耗品、参考図書等
2 通 信 運 搬 費	105,000	105,000	0	問い合わせ用携帯電話代、郵便料
3 事務局調査研究費	10,000	50,000	△ 40,000	連合会事務局にかかる調査研究費
4 備 品 購 入 費	0	0	0	
5 雑 費	6,000	6,000	0	振込手数料、両替手数料
5 慶 弔 費	60,000	60,000	0	
1 慶 弔 費	60,000	60,000	0	弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金
6 交 際 費	420,000	420,000	0	
1 交 際 費	260,000	260,000	0	各種団体の総会祝金等
2 会 長 等 活 動 費	160,000	160,000	0	会長・副会長・会計活動費
7 予 備 費	41,000	859,000	△ 818,000	
1 予 備 費	41,000	859,000	△ 818,000	
合 計	3,825,000	5,365,000	△ 1,540,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和6年5月11日

青梅市自治会連合会

会 長 宮 口 泉

議案（6）

令和6年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支予算（案）

収 入		(単位 円)			
科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明	
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会	
2 バナー広告収入	504,000	540,000	△ 36,000	36,000円×14社	
3 繰 越 金	766,418	599,378	167,040		
4 支 会 負 担 金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会	
5 預 金 利 子	10	10	0		
6 雑 収 入	572	612	△ 40		
合 計	1,542,000	1,411,000	131,000		

支 出		(単位 円)			
科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明	
1 事 業 費	608,000	608,000	0	ホームページ保守委託料	
2 研 修 費	0	0	0	ホームページ操作研修費	
3 支 払 手 数 料	1,000	1,000	0	振込手数料	
4 予 備 費	933,000	802,000	131,000		
合 計	1,542,000	1,411,000	131,000		

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和6年5月11日

青梅市自治会連合会

会 長 宮 口 泉

議案(7)

令和6年度青梅市自治会連合会役員(案)

役 職	氏 名	所属支会	所 属 自 治 会	備 考
会長	宮 口 泉	第8支会	師岡町3・4丁目	専任
副会長	小 花 紀 彦	第9支会	新町2丁目	
会計	加 藤 博 行	第6支会	富岡	
常任理事	京 正 等	第1支会	西分町	
常任理事	宇津木 順 一	第2支会	下長淵第4	
常任理事	加 藤 友 理	第3支会	塩船	
常任理事	古 屋 孝 男	第4支会	梅郷4丁目	
常任理事	平 岡 孝	第5支会	二俣尾1丁目	
常任理事	加 藤 利 保	第7支会	成木7丁目	
常任理事	杉 藤 哲 郎	第8支会	グリーンサイド東青梅	
常任理事	瀬 崎 正 吾	第10支会	河辺町7丁目	
常任理事	栃 谷 博	第11支会	藤橋上組	
会計監事	濱 野 芳 嗣	第2支会	駒木町第3	
〃	國 生 隆 利	第3支会	今寺第四	
〃	木 下 晋	第4支会	柚木町2丁目	
理事	荒 井 紀 善	第1支会	大柳町	
〃	辻 秋 男	第1支会	勝沼2丁目	
〃	神 山 芳 勝	第2支会	上長淵第2	
〃	和 山 満 雄	第3支会	野上第3	
〃	山 崎 定 彦	第3支会	木野下	
〃	森 田 宏	第4支会	和田町	
〃	青 柳 実	第5支会	沢井1丁目	
〃	古 屋 茂 喜	第5支会	沢井3丁目	
〃	市 川 洋 治	第6支会	小曾木1丁目	
〃	吉 崎 利 信	第6支会	黒沢3丁目第2	
〃	師 岡 知	第7支会	成木5丁目	
〃	小柳津 久 巳	第8支会	東青梅2丁目第2	
〃	久 末 松 男	第8支会	東青梅3丁目	
〃	蒲 生 真規子	第8支会	旭ヶ丘団地	
〃	松 永 栄	第9支会	新町4丁目	
〃	宮 下 昇	第9支会	新町7・8・9丁目	
〃	下 山 克 己	第10支会	河辺町5丁目	
〃	岡 田 淳	第10支会	多摩川河辺連合	
〃	梅 田 利 幸	第11支会	今井堀之内	
〃	久保隅 明	第11支会	藤橋第2	
〃	中 里 晃	第11支会	今井中組	
顧問	高 橋 正	第2支会	駒木町第1	

【資料 1】

退 任 役 員

役 職	氏 名	支 会 名	所属自治会
会 計	高 橋 誠	第 8 支会	東青梅 6 丁目
常任理事	上 田 實	第 3 支会	木野下
常任理事	嶋 田 稔	第 10 支会	河辺町 3 丁目
常任理事	吉 永 信 之	第 11 支会	今井西
理 事	三田野 一 夫	第 1 支会	裏宿町 2 丁目
理 事	島 崎 幸 造	第 3 支会	今寺第 5
理 事	吉 村 正 久	第 4 支会	和田町
理 事	平 原 勇	第 4 支会	柚木町 2 丁目
理 事	池 田 房 生	第 5 支会	沢井 3 丁目
理 事	宮 野 敏 彦	第 5 支会	御岳本町第 1
理 事	宿 谷 航	第 6 支会	小曾木 4 丁目
理 事	小 峰 幸 宏	第 6 支会	黒沢 3 丁目第 1
理 事	杉 浦 忠 喜	第 9 支会	新町 1 丁目
会計監事	仲 條 年 春	第 10 支会	河辺町 6 丁目
理 事	田 村 和 雄	第 10 支会	河辺町 8 丁目
会計監事	早 川 光 史	第 11 支会	藤橋第 1

退任者合計 1 6 名（感謝状贈呈者）

【資料 2】

退 任 自 治 会 長

第 1 支会（17 名中 6 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
勝沼 3 丁目	宮 本 和 利	上 町	藤 田 史 彦
西分町	京 正 等	裏宿町 2 丁目	三田野 一 夫
青梅本町	加 藤 雅 彦	滝ノ上町	鈴 木 重 一

第 2 支会（24 名中 1 名退任）

自 治 会 名	氏 名
駒木町第 1	神 山 雅 巳

第 3 支会（13 名中 3 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
吹上	篠 原 伸 幸	木野下	上 田 實
谷野	奥 富 敏 樹		

第 4 支会（13 名中 12 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
畑中 1 丁目	栗 山 豊 子	梅郷 3 丁目	渡 辺 次 雄
畑中 2 丁目	須 崎 浩 明	梅郷 4 丁目	古 屋 孝 男
畑中 3 丁目	並 木 勝 重	梅郷 5 丁目	青 木 克 夫
和田町	吉 村 正 久	柚木町 1 丁目	北 村 勉
梅郷 1 丁目	島 崎 成 利	柚木町 2 丁目	平 原 勇
梅郷 2 丁目	濱 野 順 一	柚木町 3 丁目	宮 岡 稔

第 5 支会（11 名中 7 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
二俣尾 1 丁目	平 岡 孝	沢井 3 丁目	池 田 房 生
二俣尾 5 丁目第 1	竹 田 恒 夫	御岳本町第 1	宮 野 敏 彦
二俣尾 5 丁目第 2	須 崎 栄 男	御岳山	片 柳 左 京
沢井 2 丁目	馬 場 孝 男		

第 6 支会（ 1 0 名中 4 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
小曾木 2 丁目	塩 野 義 幸	小曾木 4 丁目	宿 谷 航
小曾木 3 丁目	島 田 真 吾	黒沢 3 丁目第 1	小 峰 幸 宏

第 7 支会（ 4 名全員留任）

第 8 支会（ 1 5 名中 6 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
東青梅 1 丁目	川 鍋 明	根ヶ布	中 嶋 東 治
東青梅 5 丁目	金 子 哲 治	師岡町 1 丁目	能 見 浩 幸
東青梅 6 丁目	伊 藤 明 男	ハームハイツ河辺	穂 積 信 夫

第 9 支会（ 9 名中 6 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
新町 1 丁目	杉 浦 忠 喜	新町 7・8・9 丁目	角 田 守 義
新町 2 丁目	佐久間 廣 安	末広町 1 丁目	熊 坂 登 行
新町 3 丁目東	堀 口 實	末広町 2 丁目	清 水 好 美

第 1 0 支会（ 1 2 名中 5 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
河辺町 1 丁目	小 山 利 明	河辺町 4 丁目	立 山 末 人
河辺町 2 丁目	真 壁 裕	河辺町 8 丁目	田 村 和 雄
河辺町 3 丁目	嶋 田 稔		

第 1 1 支会（ 1 3 名中 5 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
藤橋第 1	早 川 光 史	今井中組	角 田 清 美
藤橋第 2	佐 野 孔 則	七日市場第 1	森 谷 繁
今井西	吉 永 信 之		

退任者合計 5 5 名

青梅市自治会連合会規約

(名称および事務所)

第 1 条 本会は青梅市自治会連合会と称し、事務所を青梅市役所内に置く。

(組 織)

第 2 条 本会は青梅市内の自治会をもって組織する。

2 本会の運営を円滑にするため、前項の自治会を区分して支会を組織する。

(目 的)

第 3 条 本会は会員の福祉増進と自治会の健全な発展を図るため、自治会相互の連絡協議によって市政への協力および民意反映に努めるとともに、自治会相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動に関する調査研究に関すること。
- (2) 自治会活動に資する研修会等の開催に関すること。
- (3) 自治会相互の連絡調整を図ること。
- (4) 市政への協力に関すること。
- (5) 関係機関および団体との協力連携に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 1 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 常任理事 | 10 名以内 |
| (5) 理 事 | 若干名 |
| (6) 会計監事 | 3 名 |

2 前項第 1 号、第 2 号および第 3 号の役員は、支会長または支会長経験者のうち別に定める推薦委員会の推薦する者、および同項第 4 号の役員は支会長のうち役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

- 3 第1項第5号および第6号は副支会長のうちから役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

(役員 の 職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 会計は本会の経理をつかさどる。

- 4 常任理事は理事を指揮し会務を執行する。

- 5 理事は会務を執行する。

- 6 会計監事は会計事務を監査する。

第6条の2 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

(役員 の 任期)

第7条 役員のうち、会長、副会長および会計の任期は2年とし、常任理事、理事および会計監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期中に退任したとき、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(機 関)

第8条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会

- (2) 役 員 会

- (3) 支会長会

(総 会)

第9条 総会は定期総会および臨時総会とし、自治会長全員をもって構成する。

- 2 定期総会は毎年1回5月にこれを開き、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

- 3 総会の議長はそのつど総会において選出する。

(総会の権限)

第10条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃

- (2) 事業報告および決算の承認

- (3) 役員の承認
- (4) 事業計画および予算の議決
- (5) その他必要な事項

(役員会)

第 1 1 条 役員会は役員全員をもって構成し、随時会長が招集する。

2 役員会の議長は会長とする。

(支会長会)

第 1 2 条 支会長会は、会長、副会長、会計および常任理事で構成し、随時会長が招集する。

2 支会長会の議長は、副会長とする。

(機関の成立と議事の決定)

第 1 3 条 総会、役員会および支会長会は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専門委員会)

第 1 4 条 第 4 条の事業を円滑に推進するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとし、会議は、必要に応じて委員長が招集する。

3 専門委員会は、会議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第 1 5 条 本会の経費は各自治会の負担金および市の交付金その他をもってこれに充てる。

(会 計)

第 1 6 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終る。

(規約の改廃)

第 1 7 条 この規約を改廃しようとするときは、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、総会において構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

(その他必要な事項)

第 1 8 条 この規約の施行に際し必要な事項は、役員会の議を経て会長が

定める。

付 則

- 1 この規約は昭和 3 5 年 5 月 3 日から施行する。
- 2 青梅市自治会長会規約は廃止する。

付 則

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和 3 6 年 1 1 月 1 日から適用する。
- 2 この規約は昭和 4 4 年 5 月 1 6 日から施行し、昭和 4 3 年 1 2 月 2 5 日から適用する。

付 則

この規約は昭和 4 6 年 5 月 2 2 日から施行する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和 4 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和 5 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は平成 1 8 年 5 月 2 1 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は平成 2 4 年 5 月 1 2 日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は令和 3 年 5 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市自治会連合会規約施行規則

第 1 条 この規約は青梅市自治会連合会規約（以下「規約」という。）の施行に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 規約第 2 条第 2 項の支会は、青梅、長淵、大門、梅郷、沢井、小曾木、成木、東青梅、新町、河辺、今井の各市民センター区域を単位とする 11 支会とし、この順に番号を付ける。

第 3 条 規約第 15 条の各自治会の負担金は、均等割および世帯割とする。ただし、世帯割については、毎年 4 月 1 日現在の世帯数を基準として算定する。

2 青梅市自治会連合会のホームページ運営事業に関する負担金は、支会割とする。

付 則

1 この施行規則は昭和 35 年 5 月 3 日から施行する。

2 青梅市自治会長会規約施行規則は廃止する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 36 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成 1 8 年 5 月 2 1 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成 2 4 年 4 月 1 1 日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規

（目 的）

第 1 条 この内規は、自治会長相互の友愛を深めるため、自治会長およびその家族の死亡等に対し、弔慰金等を贈呈することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（弔慰金）

第 2 条 自治会長またはその親族が死亡したときは、次の区分によって弔慰金を贈呈する。

(1) 自治会長 20,000 円

(2) 配偶者 10,000 円

(3) 自治会長の父、母、子（自治会長と同一家屋に居住または、自治会長が葬儀の施主である場合）

5,000 円

（傷病見舞金）

第 3 条 自治会長が引き続き 15 日以上または入院 7 日以上にわたって療養を要する負傷または疾病にかかった場合においては、傷病見舞金として 5,000 円を贈呈する。

（災害見舞金）

第 4 条 自治会長の住居が、焼失等による災害を受けたときは、その災害の程度により 20,000 円の範囲内で災害見舞金を贈呈する。ただし、この災害が地震等天災地変に該当するときは適用しないものとする。

（弔慰金等の額の特例）

第 4 条の 2 第 2 条から第 4 条に規定する弔慰金等の額について、特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（関係者の適用）

第 5 条 本会と密接な関係にある者で、第 2 条から第 4 条までに該当したときは、各条に準じて弔慰金等を贈呈することができる。

2 前項にもとづき弔慰金等を贈呈したときは、次の役員会に報告しなければならない。

(報 告)

第 6 条 自治会長は、前各条に該当することを聞知したときは、支会長を通じて、すみやかに会長に報告するものとする。

(委 任)

第 7 条 この内規の施行について必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この内規は昭和 4 6 年 1 0 月 6 日から施行する。

2 青梅市自治会連合会慶弔見舞金（内規）は、昭和 4 6 年 1 0 月 5 日に廃止する。

付 則

この内規は公布の日から施行し、昭和 4 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この内規は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この内規は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、弔慰金については、平成 4 年 9 月 1 0 日からとする。

付 則

この内規は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市自治会連合会 個人情報取扱方法

（目的）

第 1 条 この個人情報取扱方法（以下「取扱方法」という。）は、青梅市自治会連合会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

（責務）

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第 3 条 この取扱方法は、総会資料または回覧で役員等に周知するものとする。

（個人情報の取得）

第 4 条 本会は、支会、自治会等役員の個人情報を取得するものとする。

2 本会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) その他、本会の運営上必要な事項で、役員等の同意を得た事項

（利用）

第 5 条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 役員等名簿の作成および役員等への配付
- (3) 本会が実施する事業の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における要支援者等の支援活動

（管理）

第 6 条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員等が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本会が取得した個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関若しくは東京都、青梅市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 本会、同支会その他これらに準じる公共目的の団体、学校等が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(委任)

第8条 この取扱方法に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、役員会の決定を経て会長が定める。

付 則

この取扱方法は、平成29年5月13日から施行する。

【調整中】支会別・年度別 自治会加入世帯数

	令和 6	5	4	3	2	元	平成 30	29	28	27
第1支会	2,732	2,829	2,901	2,984	3,078	3,168	3,272	3,316	3,349	3,390
第2支会	3,528	3,794	3,943	4,138	4,314	4,444	4,598	4,668	4,805	4,918
第3支会	1,517	1,873	2,010	2,129	2,254	2,341	2,498	2,573	2,676	2,746
第4支会	1,928	2,071	2,176	2,243	2,323	2,399	2,453	2,508	2,593	2,671
第5支会	676	699	772	885	918	956	976	1,001	1,013	1,057
第6支会	634	661	683	697	712	752	773	793	808	836
第7支会	289	291	500	534	552	559	568	578	583	590
第8支会	2,751	2,846	2,925	2,944	3,091	3,266	3,358	3,423	3,496	3,566
第9支会	1,105	1,149	1,207	1,270	1,336	1,426	1,501	1,603	1,696	1,719
第10支会	2,137	2,181	2,257	2,286	2,353	2,479	2,578	2,637	2,650	2,692
第11支会	989	1,017	1,077	1,242	1,281	1,365	1,469	1,533	1,593	1,628
小計(A)	18,286	19,411	20,451	21,352	22,212	23,155	24,044	24,633	25,262	25,813
連合会未加入 自治会(B)	2,430	2,277	2,029	1,978	1,999	1,885	1,870	1,880	1,897	1,891
合計 (A)+(B)=(C)	20,716	21,688	22,480	23,330	24,211	25,040	25,914	26,513	27,159	27,704
全世帯数(D)	65,352	64,789	64,386	64,034	63,547	63,188	62,910	62,461	62,129	61,474
加入率(%) (C) ÷ (D)	31.70%	33.47%	34.91%	36.43%	38.10%	39.63%	41.19%	42.45%	43.71%	45.07%
人 口	129,178	129,918	130,762	131,661	132,593	133,574	134,708	135,570	136,545	137,108

支会別・年度別 自治会数

	令和 6	5	4	3	2	元	平成 30	29	28	27
第1支会	17	17	17	18	19	19	19	19	19	19
第2支会	24	24	24	24	24	24	25	25	25	25
第3支会	11	13	14	14	14	14	14	14	14	15
第4支会	13	13	13	13	13	13	14	14	14	14
第5支会	11	11	12	14	14	14	14	14	14	14
第6支会	10	10	10	10	10	11	11	11	11	11
第7支会	4	4	7	8	8	8	8	8	8	8
第8支会	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16
第9支会	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
第10支会	12	12	12	12	12	12	12	12	13	13
第11支会	14	13	13	16	16	16	16	16	16	16
小計(A)	140	141	146	153	154	156	158	158	159	160
連合会未加入 自治会(B)	23	22	18	14	14	13	12	12	12	12
合計 (A) + (B)	163	163	164	167	168	169	170	170	171	172